

## 子ども・若者チャレンジ応援自動販売機設置事業者 募集要項

大阪府では、青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備に取り組んでいます。

平成24年より当該取組の一つとして、子どもや若者のチャレンジを応援することを目的とした自動販売機を設置し、設置者の方より寄附をいただき、施策に活用する事業を実施しています。

この度、『子ども・若者チャレンジ応援自動販売機』を設置していただく自動販売機設置事業者を募集します。

### 1 趣旨・目的

子ども・若者チャレンジ応援自動販売機を設置し、当該自動販売機の売上の一部を大阪府が推進する子ども・若者チャレンジ応援のための事業（別添参照）に活用します。併せて、当該取組について効果的にPRすることによって、さらなる子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の普及を促進し、青少年の健全育成のための支援に対する府民の方の理解の促進を図ることを目的としています。

### 2 事業の内容

本事業は大阪府と自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の協力事業とします。

#### (1)大阪府は、無償で自動販売機の設置場所を提供します。

(2)設置事業者は、以下の内容（①から④は全て必須です。）を実施します。事業期間中は、次のことを遵守してください。

#### ① 子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の設置、管理

- ・ 飲料（**酒類を除く**）自動販売機とすること  
※ただしアイスクリーム・シャーベット類等の自動販売機を設置することも可能
- ・ 自動販売機は、「3. 子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の設置場所及び台数」のとおり設置すること
- ・ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止措置を講じること  
（なお、仕様については、別途大阪府が別途指定）
- ・ 自動販売機に併設して、容器回収用のリサイクルBOXを設置し容器を回収すること（館（所）内で発生する廃飲料容器の回収にご協力をお願いする場合があります。）
- ・ 子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の設置、管理等に係る全ての経費（電気料を含む）を設置事業者側で負担すること
- ・ 販売する飲料の種類について、必要に応じて大阪府と協議すること
- ・ その他、自動販売機の設置、管理に関しては、本事業の趣旨・目的を踏まえ、大阪府と協議すること

#### ②子ども・若者チャレンジ応援自動販売機設置による売上からの子ども・若者チャレンジ応援のための事業（別紙参照）への寄附

※寄附金は、年1回納付手続きを行い、寄附していただきます。

③施策の広報活動や事業への協力等の実施

- ・本事業において選定された設置事業者は、本事業協定締結後、8(1)②選定基準Bで提案された広報・PR活動等をしていただきます。
- ・具体的な実施内容については、設置事業者決定後、提案内容に基づき大阪府と設置事業者で協議して決定します。

④2-(2)-①において設置した自動販売機以外の大阪府内における子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の新規設置

本事業において選定された設置事業者は、本事業協定締結後、令和6年3月31日までに、8(1)③選定基準Cで提案された台数の子ども・若者チャレンジ応援自動販売機を設置していただきます。設置にあたっては、別途内容を大阪府と協議していただきます。

なお、期限内に提案された台数の子ども・若者チャレンジ応援自動販売機を設置できなかったときは、次年度以降の本事業の公募への応募を認めないこともあります。

### 3 子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の設置場所及び台数

【設置場所】(計3カ所、6台)

(1)大阪府新別館南館地下1階及び7階

所在地：大阪府中央区大手前3丁目1-43

新別館南館地下1階パスポートセンター内 2台 設置可能面積 2.24㎡

新別館南館7階 1台 設置可能面積1.00㎡

(2)大阪府立中央図書館

所在地：東大阪市荒本北1-2-1

1階ライティホール前 1台 設置可能面積1.00㎡

地下1階荷捌室 1台 設置可能面積1.00㎡

(3)泉佐野保健所

所在地：泉佐野市上瓦屋583-1

泉佐野保健所1階 1台 設置可能面積1.00㎡

※別添見取り図参照

### 4 募集する設置事業者の要件

要件は以下のとおりとします。

(1)飲料メーカーもしくはベンダー会社

(2)大阪府と包括連携協定または事業連携協定を締結していること。もしくは地域貢献企業バンク(大阪府政・地域貢献企業登録制度)に登録していること(未登録の場合は、応募と同時に登録の手続きを行うことも可。但し、応募締め切り日までに要件を具備するものとします。)

「地域貢献企業バンク(大阪府政・地域貢献企業登録制度)」ホームページ

⇒ <https://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukenkigyou/>

※「地域貢献企業バンク(大阪府政・地域貢献企業登録制度)」に関する問い合わせ先

大阪府 財務部 行政経営課 公民連携グループ (TEL.06-6944-6401) (ダイヤルイン)

(3)大阪府暴力団排除条例(平成22年条例第58号)第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者

(4)上記の趣旨・内容を理解し、誠実に事業を推進することに同意する者

## 5 募集する設置事業者数

募集する設置事業者数は1者とします。

## 6 事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件（2（2）①～③）を変更しないことを前提として、5年を限度に継続することができます。（原則として1年更新）

## 7 応募手続き

(1) 応募締め切り 令和5年2月14日（火曜日）必着

(2) 提出書類

別紙応募申請書（必要に応じ参考資料を添付してください。）及び誓約書  
※申請書及び誓約書は、大阪府 福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課  
ホームページからダウンロードして使用することができます。

<子ども青少年課ホームページ>

<https://www.pref.osaka.jp/koseishonen/kowakasaichalle/index.html>

(3) 提出方法

[kodomoseishonen@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kodomoseishonen@gbox.pref.osaka.lg.jp)までメールにて送付してください。その際、件名に【子ども・若者チャレンジ応援自動販売機設置事業】と記載してください。原則、郵送・FAX・持参での提出は受け付けておりません。

(4) 提出先・連絡先

大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課 青少年育成グループ  
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目大阪府別館6階  
TEL：06-6941-7681 FAX：06-6941-7679  
E-mail: kodomoseishonen@gbox.pref.osaka.lg.jp

(5) その他

応募申請内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

## 8 設置事業者の選定方法

選定委員会を設置し、ご提案いただいた申請書類をもとに選定します。

〔選定基準〕

(1) 下記のA、B、Cの3つの選定基準による総合得点が最も高い者を協定締結候補者とします。なお、①選定基準Aについては、比率の高い者から3番目までの者に配点を行います。

- ① 選定基準A—子ども・若者チャレンジ応援のための事業への寄附率（売上げに対する比率で表示〈売上げの〇%〉）
- ② 選定基準B—子ども・若者チャレンジ応援のための事業に関する広報活動等の提案、実施内容
- ③ 選定基準C—2-(2)-①において設置した自動販売機以外の子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の設置目標台数

〔審査基準〕

審査項目	審査内容	配点
選定基準A	●子ども・若者チャレンジ応援のための事業への寄附（売上げに対する比率で表示〈売上げの〇%〉） ※ 比率の高い方から3番目までの者に配点します。	50点
選定基準B	●子ども・若者チャレンジ応援のための事業に関する広報・PR活動や事業への協力等の提案、実施 ①自動販売機に掲示する本事業PRのための広告の掲示方法 ②①以外の子ども・若者チャレンジ応援のための事業に関する広報の実施内容 ③企業、団体等に対する子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の普及啓発及び当該自動販売機の利用促進のための提案 ④子ども・若者チャレンジ応援のための事業に関するイベント等における飲料の無償提供等、その他提案事項	40点 (①～④ 各10点)
選定基準C	●2-(2)-①において設置した自動販売機以外の子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の設置目標台数 ※ 本事業協定締結後、令和6年3月31日までの子ども・若者チャレンジ応援自動販売機の新規設置目標台数	10点

(2) 総合得点と同じ者が複数生じた場合は、抽選により決定します。

(3) 1者しか応募がなかった場合、応募内容に不適当な事項がなければ、当該申請者を協定締結候補者とします。

＜失格事由＞

設置事業者が決定するまでの間に、申請者が選定委員に対して故意に接触するなど不正行為を行った場合、当該事業の選定対象から除外します。

## 9 協定締結候補者の選定結果

選定結果については、各事業者に書面で通知します。また、以下の内容を府のホームページで公表します。

- ① 最優秀提案事業者（協定締結候補者）と評価点
- ② 全提案事業者の名称 \*五十音順
- ③ 全提案事業者の評価点 \*評価点順（評価点順の事業者の名称は、最優秀提案事業者を除き、公表しません。なお、応募者が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

公表日は令和5年3月上旬以降を予定しています。

## 10 大阪府警察本部長への個人情報の提供

協定締結候補者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供することがあります。

## 11 設置事業者の確定

協定締結候補者は、大阪府と子ども・若者チャレンジ応援自動販売機設置事業協定を締結することにより、設置事業者に確定します。

## 「子ども・若者チャレンジ応援のための事業」について

大阪府では、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくりを進めるため、市町村や民間支援団体と協力・協働して、青少年の社会環境整備や社会生活を営む上での困難を有する青少年支援など、健全育成に取り組んでいます。

※自動販売機の売上の一部については次の取組に活用します。

### □青少年の社会参加・社会的自立に向けた仕組みの整備

◇府による困難を有する青少年の自立に向けた支援に係る取組

### □その他、青少年の社会環境整備など健全育成に向けた取組

■事業に関する情報は下記ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/kowakasaichalle/>